

千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付要綱第6条第1号に規定する軽微な変更に関する基準

平成30年4月1日制定

千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金交付要綱第6条第1号に規定する「市長が認める軽微な変更」は次の場合とする。

- (1) 経費の目的を実質的に変更するものではない場合
- (2) 経費の配分の変更が経費使用の効率化に繋がるものであり、補助金の交付の目的の達成に何ら支障がないと認められる場合
- (3) 種目別配分の固定化がかえって経費の能率的な使用を妨げるおそれがあり、かつ、補助対象者の創意に基づく配分の変更を認めても補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められる場合